

電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第16版 815ページ）	改訂した解説	理由
<p>別表第八2（107）電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具</p> <p>（解説）1.（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（解説）1.（省略）</p> <p><u>イ項（ニ）において、別表第八2（86）イ（ト）a及びbを満たすものにあつては、「供用期間中、発煙、発火等火災に関連する故障が発生しない設計」が行われているとみなす。</u></p>	<p>「供用期間中、発煙、発火等火災に関連する故障が発生しない設計」の具体的な判定基準は、(86) 電気スタンドの解釈に規定されており、(86の3) 充電式携帯電灯、(86の4) ハンドランプ、(86の7の2) エル・イー・ディー・電灯器具、(86の8) 広告灯、(87) 庭園灯、及び(88) 装飾用電灯器具の各解釈は、それを引用しているが、(107) 電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具の個別要求については、旧解釈（現在の解説に相当）で(86)を引用していたものの、現在の解釈には反映されておらず、具体的な判定基準が不明確になっているため、明確にする必要がある。</p>

（当該部解釈）

別表第八2（107）電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具

イ 構造

- （イ）点滅器（電源を開閉するものに限る。）及び接続器は、別表第四（2（2）～（ロ）及び（ハ）を除く。）の規定に適合するものであること。
- （ロ）白熱電灯又は放電灯付きの家具にあつては、その熱により危険が生ずるおそれのない構造であること。
- （ハ）一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。
- （ニ）光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八2（86）電気スタンド

イ 構造

- （ト）光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。
- なお、次に掲げる a 及び b を満たすものにあつては、「供用期間中、発煙、発火等火災に関連する故障が発生しない設計」が行われているとみなす。
- a 次の試験を行ったとき、炎、煙、又は可燃性ガスが発生してはならない。入力電圧を調整し、入力電力を定格値の 150%まで増加させ、温度が安定状態になった後、15 分間継続させる。入力電力を定格値の 150%まで増加させることができない場合は、入力電圧又は入力電流を定格値の 150%まで増加させる。ただし、保護装置又は保護回路により入力電力が制限される場合は、制限された電力値まで増加させる（サージアブソーバー等を有するものは、試験中サージアブソーバーを回路から取り外して試験を行うことができる。）。電解コンデンサーの安全弁動作による電解液の霧状噴出は、発煙とはみなさない。照明器具の部品から発生するガスが可燃性かどうかは、高周波火花発生器によって試験する。
 - b 電源回路の充電部を感電から保護する照明器具外郭又は照明器具内部に設けた電源回路部分の囲いは、金属又は JIS C 60695-2-11(2004)若しくは JIS C 60695-2-12(2004)に規定する試験を試験温度 650℃で行ったとき、これに適合する材料、又は JIS C 60695-2-13(2004)に従ったグローワイヤ着火温度が 675℃レベル以上の材料で構成されていること。ただし、照明器具外郭において、透光性を有する部分で照明器具の光学特性上やむを得ない部分についてはこの限りでない。